

議案第19号

米原市交通指導員条例の一部を改正する条例について

米原市交通指導員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)の施行に伴い、交通指導員は特別職非常勤職員ではなくなるため、この案を提出するものである。

米原市交通指導員条例の一部を改正する条例

米原市交通指導員条例(平成17年米原市条例第86号)の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条中「勤務」を「活動」に改め、同条を第7条とする。

第9条および第10条を削り、第11条を第8条とし、第12条を第9条とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

米原市交通指導員条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(職務) <u>第4条</u> 略 (研修等) <u>第5条</u> 略 (被服等の貸与) <u>第6条</u> 略 (服装および携帯品) <u>第7条</u> 指導員は、<u>活動中</u>は、前条に定める被服を着用し、<u>活動</u>に必要な用具を携帯しなければならない。</p>	<p>(身分) <u>第4条</u> 指導員は、<u>常勤または非常勤の特別職の職員とする。</u> (職務) <u>第5条</u> 略 (研修等) <u>第6条</u> 略 (被服等の貸与) <u>第7条</u> 略 (服装および携帯品) <u>第8条</u> 指導員は、<u>勤務中</u>は、前条に定める被服を着用し、<u>勤務</u>に必要な用具を携帯しなければならない。 (報酬および費用弁償) <u>第9条</u> <u>非常勤の指導員の報酬および費用弁償は、米原市特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬および費用弁償に関する条例(平成17年米原市条例第34号)の規定に基づき支給する。 (災害補償) <u>第10条</u> <u>非常勤の指導員が職務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、もしくは職務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは心身の著しい障がいとなった場合において指導員またはその遺族が受ける損害の補償については、米原市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成17年米原市条例第29</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・交通指導員は地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職非常勤職員ではなくなることに伴う削除 ・第4条削除に伴う1条繰上げ ・第4条削除に伴う1条繰上げ ・第4条削除に伴う1条繰上げ ・第4条削除に伴う1条繰上げ ・第4条削除に伴う1条繰上げ ・文言整理 ・交通指導員は特別職非常勤職員ではなくなることに伴う削除 ・交通指導員は特別職非常勤職員ではなくなることに伴う削除

<p>(遵守事項)</p> <p><u>第8条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> 略</p>	<p><u>号) の定めるところによる。</u></p> <p>(遵守事項)</p> <p><u>第11条</u> 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第12条</u> 略</p>	<ul style="list-style-type: none">・第4条、第9条および第10条削除に伴う3条繰上げ・第4条、第9条および第10条削除に伴う3条繰上げ
---	--	---